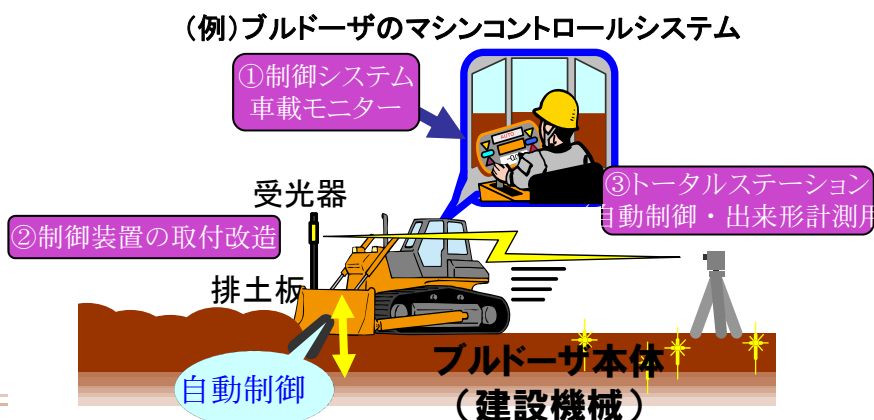


情報化施工により、施工の効率化、合理化を図る場合には、当該関連機器の購入、賃借の際、(株)日本政策金融公庫の低利・長期の融資制度の対象となります。

※建設機械本体は本制度の対象となりません



## 企業活力強化貸付制度（IT活用促進資金）

▶中小企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）の建設業者であれば以下の額の範囲内にご利用可能です。

直接貸付：7億2千万円、代理貸付：1億2千万円（民間金融機関による代理貸付）

▶長期固定の低利融資制度で、特別利率①を適用されます。

※中小企業事業：1.2%（貸付期間5年以内の場合、平成25年5月13日現在）

▶設備を賃借する場合もご利用可能です。

※本制度は保証人が必要となります（ただし、一定の要件を満たす場合、保証人免除特例の適用もあります）。原則担保が必要ですが、審査により徴さない場合もあります。

問い合わせ・ご相談 (株)日本政策金融公庫へ

[http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11\\_itsikin\\_m\\_t.html](http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html)